

公益財団法人世界人権問題研究センター 研究活動不正防止計画

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定（平成26年2月18日改正））及び公益財団法人世界人権問題研究センターコンプライアンス推進規程第12条第2項に基づき、公的研究費を活用した研究活動の不正行為を防止し、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、次のとおり、不正防止に関する計画を策定する。

平成28年6月6日

1. 責任体系の明確化

不正を発生させる要因	具体的防止（実施）計画
<ul style="list-style-type: none">・ 責任者の交代により後任者が責任範囲・権限にかかわる十分な認識を有していない状況となる。・ 時間の経過によりこの法人内での責任認識が低下する。	<ul style="list-style-type: none">・ 責任者の交代時においては、引継書により責任と権限について具体的に明記し、責任意識の低下の防止を図る。・ コンプライアンス推進責任者に対し、月々の研究運営委員会を中心とした議論の中で、責任体系及びそれぞれの責任範囲・権限について、認識を新たにしてもらう。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正を発生させる要因	具体的防止（実施）計画
<ul style="list-style-type: none">・ 使用ルールが遵守されていない。・ 使用ルールと運用実態が乖離している。・ 関係者の倫理意識の希薄さ・ 公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している。	<ul style="list-style-type: none">・ 使用ルールを盛り込んだガイドブックを配布するなど、適正運用の徹底を図る。・ 公的研究費の使用ルールについて研究者等において疑義が生じた場合には、迅速に助言等ができるよう相談窓口を設置し、誤った運用を未然に防止する。・ 構成員に対し、研究倫理教育を義務化し、研究倫理規定の周知徹底と具体例を用いてコンプライアンス意識の向上を促す。各部に研究倫理教育責任者を配置し、各部の研究倫理教育の受講の徹底を図る。・ 公的研究費採択者等から研究費を適切に使用する旨の誓約書を提出させる。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	具体的防止（実施）計画
<p>・ 予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。</p> <p>・ 研究者自身がすべての発注・契約・検収作業を実施しているなど、発注、納品、検収が適切に行われていない。</p> <p>・ 旅費請求金額と実際に支出された金額にかかわる相違の有無について確認が行われていない。</p> <p>・ 出張の事実確認が形式的なものになっている。</p> <p>・ 謝金雇用にかかわる届出が事後になされている。</p> <p>・ 勤務の事実確認が形式的なものになっている</p>	<p>・ 研究者・事務局間での予算執行状況についての収支簿の定期的な相互確認をするとともに、必要に応じて経費管理責任者又は経費管理担当者から改善を求める。</p> <p>・ 発注、検収は経費管理担当者によりなされることを原則とする。</p> <p>・ 出張申請書、出張報告書の提出を求めており、必要に応じて追加資料を求める。</p> <p>・ 旅費は精算払いとし、航空券の半券等の提出を求めており、旅費についても必要に応じて追加資料を求める。</p> <p>・ 公的研究費による謝金雇用をする場合には、事前に届け出るものとし、終了後は速やかに報告書の提出を求める。</p> <p>・ 勤務表等、本人署名欄及び監督者欄は自筆で記入することを求め、厳格なチェックを行う。</p>

4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因	具体的防止（実施）計画
<p>・ 不正使用を発見した者が不利益を恐れ、通報（告発）を躊躇する。</p> <p>・ 公的研究費が公的な資金であるという意識が希薄であるため、研究者には「自分で獲得した自分のもの」、事務職員には「機関管理として事務手続きを行うだけ」という意識がある。</p>	<p>・ 研究活動の不正行為等にかかわる通報に際して、通報者が不利益を受けないことを規程等において明確に定めるとともに、説明会等を通じて公益通報者保護制度について周知徹底を図る。</p> <p>・ 公益通報、研究活動の不正行為等にかかわる通報の通報先について、説明会等やホームページ上での公開等により、その周知徹底を図る。</p> <p>・ 通報等受付窓口は、通報者の保護に最大限の注意を払うとともに必要な情報を収集することで、不正リスクの抑制、牽制と早期発見が図られる体制を整備する。</p> <p>・ 研究者、事務職員が従うべき研究倫理規程、コンプライアンス推進規程を定め、コンプライアンス教育、説明会等を通じて、又はホームページ上での公開等により、周知徹底し意識の向上を図る。</p>

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正を発生させる要因	具体的防止（実施）計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報窓口が判りにくいため、不正が潜在化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報者の保護や通報窓口、相談窓口についての更なる周知徹底を図るためホームページ等で公開し、窓口をよりわかりやすく明確化する。

6. モニタリングのあり方

不正を発生させる要因	具体的防止（実施）計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングを行い、不正発生のリスクを除去する必要がある。 ・ 期間の経過に伴い新たなリスク要因が発生し、整備済の管理・監査体制及び策定された不正防止計画が陳腐化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正要因を除去するための研究者と担当事務職員の意思の疎通をはかり、不正の要因となる乖離を把握し、使用ルールを見直す体制を作る。 ・ 公的研究費の管理・監査体制及び不正防止計画の適正性について、コンプライアンス推進委員会においてモニタリング結果から不正の発生要因を分析するとともに、ガイドライン等の改正状況も踏まえながら、定期的に確認・検証し、必要があれば管理・監査体制や不正防止計画の見直しを実施する。